

65歳以上のみなさんへ

平成19年度から 介護保険料(普通徴収)の納期が変わります

これまで、納付書による納付(普通徴収)のかたは、保険料が確定するまでの4月から7月の間は、仮算定として前年度の保険料をもとに納付いただき、8月から本算定により確定した保険料を納付いただいておりますが、この方法による納付は、8月以後の保険料額に急激な変化が生じる原因となっていました。

よって、毎期の保険料の均一化を図る納付方法とするため、本年度から仮算定を廃止し、住民税が確定した6月に本算定を行う方法に改めました。

これにより、納付書の送付が1回になるとともに、納期が次のように変更となります。

なお、年金天引きによる納付(特別徴収)のかたは変更ありません。

今後も保険料の納付にご理解とご協力をお願いいたします。

【問合せ先】福祉健康課 ☎388 - 7171



●平成19年度介護保険料(普通徴収)納期の変更

変更前			変更後		
月数	期別(納期限)	保険料の算定方法	月数	期別(納期限)	保険料の算定方法
4月	第1期(月末)	仮算定 前年度の保険料をもとに算定します。	4月	納付はありません	
5月	第2期(月末)		5月	納付はありません	
6月	第3期(月末)		6月	第1期(月末)	本算定 本年度の住民税の課税内容にて保険料を算定します。
7月	第4期(月末)		7月	第2期(月末)	
8月	第5期(月末)	8月	第3期(月末)		
9月	第6期(月末)	9月	第4期(月末)		
10月	第7期(月末)	10月	第5期(月末)		
11月	第8期(月末)	11月	第6期(月末)		
12月	第9期(28日)	12月	第7期(28日)		
1月	第10期(月末)	1月	第8期(月末)		
2月	納付はありません		2月	第9期(月末)	
3月	納付はありません		3月	第10期(月末)	

70歳未満の国民健康保険加入者のみなさんへ 4月から入院時の窓口負担額が 高額療養費の自己負担限度額までになります

70歳未満の国民健康保険加入者のかたは、医療機関で支払った医療費の月額が自己負担限度額を超えた場合、申請をすることで超えた分(高額療養費)が払い戻されています。

平成19年4月1日からは、「限度額適用認定証」の交付を受け、医療機関に提示すると入院時に限り窓口負担が自己負担限度額までの支払で済むことになり、一時的な費用負担が軽くなります。

「限度額適用認定証」の交付を受けたいかたは、保険証・印鑑をお持ちになり、役場住民課保険年金担当窓口へ申請してください。なお、国民健康保険税に未納があると、交付を受けられない場合があります。

なお、70歳以上のかたの入院に係る高額療養費については、窓口負担が自己負担限度額までの支払で済む取扱いが既になされています。

【問合せ先】住民課